

## 持続可能なエコシステム社会の構築実践に関する包括連携協定

豊前市（以下「甲」という。）、アマタホールディングス株式会社（以下「乙」という。）、一般社団法人つながる地域づくり研究所（以下「丙」という。）は、相互に連携して、持続可能なエコシステム社会の構築実践に向け、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに合わせた「循環」「共生」の仕組み創りによる地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- （1）循環複層型コミュニティの構築に係る企画・協働に関すること
  - （2）MEGURU STATIONの全市展開による循環複層型コミュニティの実践に関すること
  - （3）人と人、人と社会の繋がり構築による、誰もが居場所や役割、学び、しごとを通じて支えあい共生する、安心安全な暮らしの実現に関すること
  - （4）グローバルな視点に立ったカーボンニュートラルな循環型社会の形成による、ウェルビーイングに満ちた暮らしと生き方の実現に関すること
  - （5）有機的な協働共創によるライフスタイルのイノベーションや価値創造に関すること
  - （6）その他、本協定の趣旨を実現するために必要な取組に関すること
- 2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。
- 3 乙は、連携にあたって、乙の子会社を含めて連携するものとする。

### （連携窓口）

第3条 前条の連携を円滑かつ効率的に進めるため、甲、乙及び丙にそれぞれ窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報は除く。

- （1）開示時点において、既に公知であった情報
  - （2）開示後に、受領当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - （3）開示時点において、受領当事者が既に了知していた情報
  - （4）秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第6条 甲、乙及び丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

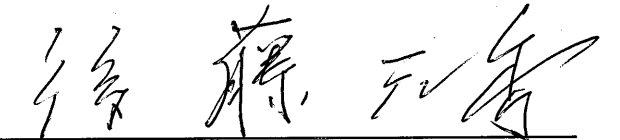
### （その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月21日

甲 福岡県豊前市大字吉木955番地  
豊前市長



乙 京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地  
アマタホールディングス株式会社  
代表取締役社長兼 CIOO



丙 岡山県岡山市北区弓之町10-25  
一般社団法人つながる地域づくり研究所  
代表理事

